

検定・基準器検査手数料

装置検査手数料

タクシーメーター	710円
----------	------

特定計量器検定手数料

型式承認表示のあるもの	型式承認表示がなくても知事検定が受けられるもの	旧法において型式承認対象外であって将来型式承認表示がなければ知事検定が受けられないもの(経過型式外検定)	申請可能期限
-------------	-------------------------	--	--------

(1) 質量計

ア 非自動はかり			
(ア) ひょう量が1t以下のもの			
<ul style="list-style-type: none"> ・検出部が電気式のもの ・光電式のもの 			
ひょう量	30kg 以下	1,070円	
ひょう量	100kg 以下	1,270円	
ひょう量	250kg 以下	1,680円	
ひょう量	500kg 以下	2,090円	
ひょう量	500kg 超	2,390円	
(1万分の1未満は2倍の額とする)			
(イ) ・棒はかり		ばね式指示はかり及び検出部が電気式のはかり以外	平成十四年十一月以降知事検定不可
<ul style="list-style-type: none"> ・ばね式指示はかりのうち直線目盛のみのもの(光電式を除く) 			
ひょう量	10kg 以下	100円	
ひょう量	10kg 超	190円	
(1万分の1未満は2倍の額とする)			
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外			
ひょう量	5kg 以下	150円	170円
ひょう量	20kg 以下	190円	200円
ひょう量	50kg 以下	250円	270円
ひょう量	100kg 以下	340円	360円
ひょう量	250kg 以下	530円	570円
ひょう量	500kg 以下	910円	1,020円
ひょう量	1t 以下	1,580円	1,730円
ひょう量	2t 以下	2,490円	2,950円
ひょう量	5t 以下	6,270円	6,730円
ひょう量	10t 以下	7,900円	8,560円
ひょう量	20t 以下	11,620円	12,640円
ひょう量	30t 以下	14,430円	15,500円
ひょう量	40t 以下	19,270円	20,290円
ひょう量	50t 以下	21,720円	22,840円
ひょう量	50t 超	38,550円	39,670円
(1万分の1未満は2倍の額とする)			(同 左)
イ 分銅			
表す質量	200kg 以下	20円	20円
表す質量	200kg 超	220円	230円

(ア) ひょう量が30kg以下の 光電式はかり	
(イ)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ひょう量が150kg超のばね式指示はかり(光電式を除く) ・ひょう量が2t超の電気抵抗線式はかり(載せ台面積対ひょう量比が0.2以下を除く) 	
ひょう量	200kg 以下
ひょう量	500kg 以下
ひょう量	1t 以下
ひょう量	2t 以下
ひょう量	5t 以下
ひょう量	10t 以下
ひょう量	20t 以下
ひょう量	30t 以下
ひょう量	40t 以下
ひょう量	50t 以下
ひょう量	50t 超
(ウ) ひょう量が150kg以下のばね式指示はかり(光電式を除く)で	
<ul style="list-style-type: none"> ・直線目盛のみのもの ・他の質量計と構造上一体となっているもの 	
ひょう量	10kg 以下
ひょう量	10kg 超
(エ) ひょう量が30kg以下の 電気抵抗線式はかり	

京都府手数料徴収条例施行規則別表第2より

平成12年3月30日制定
平成20年3月31日改正
令和元年10月1日改正

型式承認表示のあるもの	型式承認表示がなくても知事検定が受けられるもの	旧法において型式承認対象外であって将来型式承認表示がなければ知事検定が受けられないもの(経過型式外検定)	申請可能期限
-------------	-------------------------	--	--------

(1) 質量計

ハ おもり			
質量	5kg 以下	20円	20円
質量	20kg 以下	90円	100円
質量	20kg 超	290円	300円

(2) 温度計

ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く)			
-5℃~10.5℃	50円		60円
-5℃~20.0℃	90円		110円

(3) 体積計

ア 水道メーター			
口径2.5mm以下	80円	なし	
口径4.0mm以下	170円		
口径10.0mm以下	1,220円		
口径10.0mm超	1,680円		

接線流であって口径2.5mm超4.0mm以下又は縦型軸流であって口径4.0mm以下のもの以外		修理品のみ可能
口径4.0mm以下	160円	
口径10.0mm以下	1,170円	
口径10.0mm超	1,580円	

イ 燃料油メーター			
(7)使用最大流量1L/分以下	600円	なし	
(イ)最大指示量50L以下 (7)を除く	1,580円		
(ウ)その他のもの	2,090円		

口径1.0mm未満及び推量式以外		修理品のみ可能
(7) 積算式ガソリン量器 最大指示量50L以下	1,630円	
最大指示量50L超	2,140円	
(イ) (7)以外 口径3.0mm以下	2,650円	
口径3.0mm超え	3,460円	

ウ 液化石油ガスメーター			
	6,520円	なし	

	6,420円	修理品のみ可能
--	--------	---------

エ ガスメーター			
使用最大流量1.6m ³ /時以下	100円	なし	
使用最大流量6.5m ³ /時以下	220円		
使用最大流量16.0m ³ /時以下	600円		

膜式ガスメーターであって使用最大流量が5m ³ /時超7m ³ /時以下		平成十八年十一月以降知事検定不可
計量室の体積 4L以下		
計量室の体積 6L以下		
計量室の体積 30L以下		
計量室の体積 30L超		

(4) 密度浮ひょう

耐圧密度浮ひょう以外のもので650kg/m ³ 以上の密度を表す目盛標識のみがあるもの	70円	80円
--	-----	-----

京都府手数料徴収条例施行規則別表第2より

平成12年3月30日制定
 平成20年3月31日改正
 令和元年10月1日改正

型式承認表示のあるもの	型式承認表示がなくても知事検定が受けられるもの	旧法において型式承認対象外であつて将来型式承認表示がなければ知事検定が受けられないもの(経過型式外検定)	申請可能期限
-------------	-------------------------	--	--------

(5) アネロイド型圧力計

アネロイド型血圧計を除く		アネロイド型血圧計を除く	
(7) 最大圧力 5.0Mpa以下	90円	(7) 最大圧力 5.0Mpa以下	90円
(4) 最大圧力10.0Mpa以下	450円	(4) 最大圧力10.0Mpa以下	470円
	なし		修理品のみ可能

(6) 浮ひょう型比重計

比重浮ひょうのうち0.65以上の比重を表す目盛り標識のみがあるもの	70円	80円
-----------------------------------	-----	-----

(7) 積算熱量計

	1,270円	なし
--	--------	----

基準器検査手数料

(2) 質量基準器		金額	長さ基準器		金額
ア 基準手動天びん 感量が 1 mg超 又は ひょう量の1/20,000超			4,990円		
イ 基準台手動はかり (ア) ひょう量が 1 kg 以下 (イ) ひょう量が 10 kg 以下 (ウ) ひょう量が 50 kg 以下 (エ) ひょう量が 200 kg 以下 (オ) ひょう量が 500 kg 以下 (カ) ひょう量が 500 kg 超			1個につき 14,280円に 500kgまでごと に7,030円を 加えた額		
ウ 基準直示天びん 感量が 1 mg超 又は ひょう量の1/20,000超			8,050円		
エ 基準分銅 (ア) 一級基準分銅 a 表す質量が200g以下 b 表す質量が200g超 (イ) 二級基準分銅 a 表す質量が 5 kg以下 b 表す質量が 50 kg以下 c 表す質量が 50 kg超 (ウ) 三級基準分銅 a 表す質量が 5 kg以下 b 表す質量が 50 kg以下 c 表す質量が 50 kg超			3,260円 8,050円 650円 790円 8,970円 480円 660円 7,240円		
			(1) タクシーメーター装置検査用基準器		13,660円
			(3) 体積基準器		金額
			ア 基準湿式ガスメーター 計量室の体積が20L以下		18,760円
			イ 基準タンク (ア) 全量0.25m ³ 以下 (イ) 全量1m ³ 以下 (ウ) 使用中の油により検査を 行う油用の基準タンク		13,870円 予備ゲージグラス 1本ごとに 6,930円 34,680円 予備ゲージグラス 1本ごとに 17,340円 (ア) (イ) の2倍の額